

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

No	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問	回答
1	居宅介護支援	報酬	同一建物減算	月の途中で施設の移動があった場合の同一建物に居住する利用者の人数の計算方法について。 ① A有料老人ホームからB有料老人ホームに月の途中で転居した場合に、Aに居住する利用者の人数、Bに居住する利用者の人数どちらに加えるべきなのか。それとも、両方に人数をいれるべきなのか。 ② A有料老人ホームから特養やグループホーム等に転居し利用終了になる場合は、A有料老人ホームに居住する利用者の人数に加えて良いか。	居宅介護支援に係る同一建物減算は、複数の利用者が同一の建物に居住することでケアマネジメントの手間が軽減されることを評価するものであることから、月の途中で利用者が転居した場合、当該月において当該利用者に対しモニタリング等のサービス提供が行われた建物の利用者数に算入します。 また、転居前後の建物いずれにおいても当該月にモニタリング等のサービス提供があった場合は、それぞれの建物の利用者数に算入します。 (厚生労働省確認済み)